

令和 7 年 1 1 月定例会

(2 0 2 5 年)

市 議 会 議 案

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 29 号	吹田市開発ビル株式会社の経営状況について	5	－
報告第 30 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	19	－
報告第 31 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	21	－
報告第 32 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	23	－
議案第 88 号	吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について	25	5
議案第 89 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	29	19
議案第 90 号	吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	31	21
議案第 91 号	吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	35	33
議案第 92 号	吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結について	37	39
議案第 93 号	吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について	39	49
議案第 94 号	旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について	41	51
議案第 95 号	上の川上面整備工事請負契約の一部変更について	43	53
議案第 96 号	佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の一部変更について	45	55
議案第 97 号	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について	47	57
議案第 98 号	調停条項案の受諾について	49	59
議案第 99 号	訴えの提起について	51	61
議案第 100 号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	53	63
議案第 101 号	吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について	55	65
議案第 102 号	吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について	57	69
議案第 103 号	吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について	59	73
議案第 104 号	吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について	61	77
議案第 105 号	吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について	63	81
議案第 106 号	吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について	65	85
議案第 107 号	吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について	67	89
議案第 108 号	吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について	69	93
議案第 109 号	吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について	71	97
議案第 110 号	吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について	73	101
議案第 111 号	吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について	75	105
議案第 112 号	吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について	77	109
議案第 113 号	吹田市立武道館の指定管理者の指定について	79	113
議案第 114 号	吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について	81	119
議案第 115 号	吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について	83	125
議案第 116 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について	85	129

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 117 号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第3号）	95	－
議案第 118 号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）	103	131
議案第 119 号	令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	117	－
議案第 120 号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）	125	149

報告第 29 号

吹田市開発ビル株式会社の経営状況について

吹田市開発ビル株式会社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告します。

令和 7 年 11 月 26 日

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市開発ビル株式会社 事業の計画を説明する書類

【第50期】令和7年10月1日から令和8年9月30日

1 主な事業内容

- (1) 不動産の賃貸及び管理 (2) 駐車場の経営

2 事業計画

(1) 空テナント

開発に関わった施工業者、株主銀行団、その他不動産仲介業者に空床の情報を提供するなど仲介に向けて連携を密にする

(2) 核テナント及びその他所有床の設備保守（経年劣化に伴う設備の改修等）

- 一 消防設備（非常照明）の更新（1～2年内）
- 二 その他

3 資金計画

(1) 借入金等の返済

借入金の返済終了後は核テナントへの敷金13億5千万円の返済及び将来のJR吹田駅前及びその周辺再整備に向けて、内部留保の確保に努める

(2) メロード吹田1番館の売却

売却を前提としたサウンディング調査を当社株主4金融機関に実施（令和3年4月取締役会にて実施について報告）

4 人員計画

欠員が生じていた人員については補充が完了し、一旦は落ち着いた状況となっている。しかし、令和12年3月以降、定年退職の年齢に達する社員が相次ぐ見込みであり、将来にわたる安定的な業務遂行のためにも、数名の採用を目指す。

（1～2年内）

予定損益計算書

(令和7年10月1日から令和8年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
(営業損益の部)	
営業収入	704,496
受取賃貸料	543,746
駐車場収入	115,220
ホール会議室収入他	45,530
営業原価	107,503
販売費及び一般管理費	452,797
修繕費	131,386
租税公課	85,875
減価償却費他	235,536
営業利益	144,196
(営業外損益の部)	
営業外収益	1,000
雑収入	600
受取利息他	400
営業外費用	15,768
支払利息	15,768
経 常 利 益	129,428
税 引 前 当 期 純 利 益	129,428
法人税、住民税及び事業税	47,685
当 期 純 利 益	81,743

事業報告書

Ⅰ 事業の成果

第４９期（令和６年１０月１日から令和７年９月３０日まで）の事業の概況を報告します。

当事業年度は、日経平均株価が３４年ぶりの高値を更新するなど、経済環境については回復基調で推移しましたが、国内の物価上昇による個人消費の伸び悩みや海外情勢の不確実性など、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済環境の下、引き続き事業の堅調な推移に努めましたが、不動産の賃貸及び駐車場の経営について前年度並みの業績の確保にとどまりました。

当事業年度における営業収入は７０７百万円で、対前年度比４百万円の減収です。

このうち、受取賃貸料収入は５４４百万円で、対前年度比４百万円の減収です。

また、駐車場収入は１１８百万円、ホール会議室収入は２４百万円、管理手数料は２１百万円で、前年度並みの業績です。

営業原価は１０７百万円で、対前年度比１百万円の減少です。

販売費及び一般管理費は４２４百万円で、対前年度比２百万円の増加です。

営業利益は１７６百万円で、対前年度比５百万円の減益です。

税引き後の当期純利益は、１０６百万円を計上しています。

当事業年度末現在の資産合計は７，５３４百万円で、対前年度比１７９百万円の減少です。

これは、イオンリテールストア株式会社に敷金の一部を返還したことが主な要因です。

短期借入金は前年度末から１４０百万円減少し、７４１百万円まで削減しました。

当社は、引き続き財務体質の改善を進めるために、当事業年度における剰余金の配当は、無配といたします。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

2 会社の概況（令和7年9月30日現在）

（1）主な事業内容

ア 不動産の賃貸及び管理 イ 駐車場の経営

（2）業績の推移

（単位：千円）

区 分	第 46 期 令和 3 年度	第 47 期 令和 4 年度	第 48 期 令和 5 年度	第 49 期 令和 6 年度
売 上 高	714,843	717,128	710,973	707,141
当 期 純 利 益	116,810	121,808	108,504	105,646
1株当たり当期純利益	584 円 05 銭	609 円 04 銭	542 円 52 銭	528 円 23 銭
総 資 産	7,827,784	7,791,861	7,713,760	7,534,299

（3）株式の状況

ア 発行可能株式総数 800,000 株
 イ 発行済株式の総数 200,000 株
 ウ 株 主 総 数 8 名
 エ 株 主

株 主 名	持株数	持株比率	当社株主への出資状況
吹 田 市	82,000 株	41%	0 株
アサヒビール株式会社	26,000 株	13%	0 株
大 阪 ガ ス 株 式 会 社	26,000 株	13%	0 株
株式会社MBSメディアホールディングス	26,000 株	13%	0 株
株式会社三菱UFJ銀行	10,000 株	5%	0 株
株式会社三井住友銀行	10,000 株	5%	0 株
株式会社りそな銀行	10,000 株	5%	0 株
北おおさか信用金庫	10,000 株	5%	0 株
合 計	200,000 株	100%	0 株

(4) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8 名	0 名	49.26 歳	16.72 年

(注) 従業員数にはパートタイマー等は含まれていません。

(5) 借入金

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数
株式会社三菱UFJ銀行	185,150,000 円	10,000 株
株式会社三井住友銀行	185,150,000 円	10,000 株
株式会社りそな銀行	185,150,000 円	10,000 株
北おおさか信用金庫	185,150,000 円	10,000 株
合 計	740,600,000 円	40,000 株

(6) 当該事業年度における取締役及び監査役

役 名	氏 名	主な職業
代表取締役社長	辰谷 義明	吹田市 副市長
常務取締役	羽間 紀雄	
取締役	村上 博之	
取締役	清水 康司	吹田市 都市計画部長
取締役	三澤 肇	(株)MBSメディアホールディングス 総務局長
取締役	大黒 賢宏	大阪ガス(株) 大阪北部地区統括支配人
取締役	畑 伸彦	アサヒビール(株) 吹田工場 総務部長
監査役	愛甲 栄作	吹田市 下水道部長
監査役	堀江 篤史	北おおさか信用金庫 吹田支店長

第 4 9 期

(令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで)

計 算 書 類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表)

貸借対照表(年次実績比較表)

(令和7年9月30日現在)

(単位:円)

科 目	前 年 度	当 年 度	増 減
(資産の部)			
流動資産	440,561,287	324,468,275	△ 116,093,012
現金・預金	343,041,856	219,795,397	△ 123,246,459
未収入金	24,434,867	22,411,728	△ 2,023,139
前払費用	42,912,545	52,892,152	9,979,607
仮払金	30,318,019	29,502,998	△ 815,021
貸倒引当金	△ 146,000	△ 134,000	12,000
固定資産	7,273,199,046	7,209,831,182	△ 63,367,864
有形固定資産	7,244,999,716	7,162,446,418	△ 82,553,298
建物	1,592,168,014	1,517,423,173	△ 74,744,841
建物附属設備	153,997,857	146,193,492	△ 7,804,365
工具器具備品	37,560	33,468	△ 4,092
土地	5,498,796,285	5,498,796,285	0
無形固定資産	702,330	1,049,468	347,138
電話加入権	702,330	702,330	0
ソフトウェア	0	347,138	347,138
投資その他の資産	27,497,000	46,335,296	18,838,296
出資金	100,000	100,000	0
差入保証金	27,397,000	27,397,000	0
長期前払費用	0	18,838,296	18,838,296
資産合計	7,713,760,333	7,534,299,457	△ 179,460,876
(負債の部)			
流動負債	1,012,296,271	921,025,777	△ 91,270,494
短期借入金	880,600,000	740,600,000	△ 140,000,000
未払金	24,101,662	25,001,262	899,600
未払費用	0	0	0
前受収益	50,863,999	50,306,495	△ 557,504
預り金	1,059,477	61,198,643	60,139,166
未払法人税等	21,119,800	27,022,100	5,902,300
未払消費税等	29,661,200	11,586,500	△ 18,074,700
仮受金	10,065	10,065	0
賞与引当金	4,880,068	5,300,712	420,644
固定負債	1,639,113,596	1,445,277,018	△ 193,836,578
預り保証金	1,569,352,186	1,370,406,920	△ 198,945,266
退職給付引当金	69,761,410	74,870,098	5,108,688
負債合計	2,651,409,867	2,366,302,795	△ 285,107,072
(純資産の部)			
株主資本	5,062,350,466	5,167,996,662	105,646,196
資本金	100,000,000	100,000,000	0
利益剰余金	4,962,350,466	5,067,996,662	105,646,196
利益準備金	25,000,000	25,000,000	0
別途積立金	3,400,000,000	3,400,000,000	0
配当準備積立金	230,000,000	230,000,000	0
繰越利益剰余金	1,307,350,466	1,412,996,662	105,646,196
純資産合計	5,062,350,466	5,167,996,662	105,646,196

損益計算書(年次実績比較表)
(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位:円)

勘定科目名	前年度	当年度	増減
受取賃貸料	548,036,634	544,039,252	△ 3,997,382
駐車場収入	118,007,283	117,571,402	△ 435,881
ホール会議室収入	23,710,917	23,869,362	158,445
受取手数料	583,326	570,079	△ 13,247
管理手数料	20,635,158	21,091,273	456,115
純売上高	710,973,318	707,141,368	△ 3,831,950
営業原価	108,367,881	107,030,856	△ 1,337,025
売上原価計	108,367,881	107,030,856	△ 1,337,025
売上総利益	602,605,437	600,110,512	△ 2,494,925
役員報酬	11,720,640	12,234,700	514,060
給料手当	45,804,503	49,497,914	3,693,411
賞与	14,063,983	16,479,056	2,415,073
退職引当金繰入	3,076,416	5,108,688	2,032,272
法定福利費	11,394,671	12,258,184	863,513
福利厚生費	249,963	146,981	△ 102,982
広告宣伝費	160,302	160,302	0
交際費	67,400	11,819	△ 55,581
貸倒引当金繰入	△ 10,000	△ 12,000	△ 2,000
旅費交通費	1,073,358	1,120,546	47,188
通信費	328,432	312,174	△ 16,258
賃借料	10,194,720	10,456,620	261,900
保険料	3,977,084	6,820,807	2,843,723
業務委託費	1,548,000	1,548,000	0
設備保守費	3,267,780	3,326,939	59,159
修繕費	117,618,965	110,521,312	△ 7,097,653
消耗品費	2,641,374	1,572,875	△ 1,068,499
水道光熱費	1,201,392	1,184,408	△ 16,984
租税公課	85,896,338	85,878,748	△ 17,590
会議費	4,890	4,096	△ 794
支払手数料	1,247,524	1,241,887	△ 5,637
諸会費	462,519	410,019	△ 52,500
共益費	16,147,547	17,181,763	1,034,216
減価償却費	88,534,915	84,886,703	△ 3,648,212
雑費	1,162,214	1,568,683	406,469
販売費及び一般管理費計	421,834,930	423,921,224	2,086,294
営業損益	180,770,507	176,189,288	△ 4,581,219
受取利息	35,780	397,313	361,533
受取配当金	2,000	3,000	1,000
雑収入	620,193	600,161	△ 20,032
営業外収益	657,973	1,000,474	342,501
支払利息	19,621,586	17,811,710	△ 1,809,876
営業外費用	19,621,586	17,811,710	△ 1,809,876
経常損益	161,806,894	159,378,052	△ 2,428,842
税引前当期純損益	161,806,894	159,378,052	△ 2,428,842
法人税、住民税	53,303,284	53,731,856	428,572
当期純損益	108,503,610	105,646,196	△ 2,857,414

株主資本等変動計算書

(令和6年10月1日から令和7年9月30日まで)

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金					株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			別途積立金	配当準備 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000,000	25,000,000	3,400,000,000	230,000,000	1,307,350,466	4,962,350,466	5,062,350,466	5,062,350,466
当期変動額								
当期純利益	0	0	0	0	105,646,196	105,646,196	105,646,196	105,646,196
当期変動額合計					105,646,196	105,646,196	105,646,196	105,646,196
当期末残高	100,000,000	25,000,000	3,400,000,000	230,000,000	1,412,996,662	5,067,996,662	5,167,996,662	5,167,996,662

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る記載事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

 ①有形固定資産

 定率法 {ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法} を採用しています。

 ②無形固定資産

 定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

 ①賞与引当金

 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

 ②退職給与引当金

 従業員の退職給与の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しています。

 ③貸倒引当金

 将来の貸倒損失の発生に備えるため、法人税法上の法定繰入率に基づく貸倒引当金を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

 ①消費税等の会計処理

 税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

 ①担保に供している資産

 土地・建物 7,016,219 千円

 ②担保に係る債務

 短期借入金 740,600 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

 9,451,384 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	200,000 株	—	—	200,000 株

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 25,839 円 98 銭

(2) 1株当たり当期純利益 528 円 23 銭

監査報告書謄本

令和 7 年 10 月 30 日

吹田市開発ビル株式会社
代表取締役社長 辰谷 義明 様

監査役 愛甲 栄作

監査役 堀江 篤史

私たち監査役は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第49期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第26条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年11月26日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和7年 10月29日	221,333円	令和7年7月7日午前10時32分頃、福祉部高齢福祉室職員が自転車で、江坂公園東側付近の吹田市垂水町3丁目29番2号先の信号のない交差点を東から西へ直進しようとしたところ、同交差点を南から北へ直進してきた相手方個人所有の普通乗用車に衝突され、同車が損傷したものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要
令 和 7 年 1 0 月 2 9 日	333,520円 東京都千代田区神 田駿河台 3 丁目 9 番 三井住友海上火災 保険株式会社 取締役社長 船 曳 真一郎	令和 7 年 7 月 7 日午前 1 0 時 3 2 分頃、福祉 部高齢福祉室職員が自転車で、江坂公園東側付 近の吹田市垂水町 3 丁目 2 9 番 2 号先の信号の ない交差点を東から西へ直進しようとしたところ、 同交差点を南から北へ直進してきた普通乗 用車に衝突され、その衝撃で跳ね飛ばされた同 職員と自転車が、南行き車線で停止していた普 通乗用車にぶつかり、同車が損傷したもので す。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年11月26日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額 及び相手方	事 故 の 概 要
令和7年 10月17日	43,775円 広島市中区鉄砲町7 番18号 タイムズモビリティ 株式会社 ビジネス企画本部 運営管理部長 細貝 英治	令和7年4月28日午前10時頃、環境部 事業課職員運転のダンプ車が、環境部事業課 庁舎南側付近の吹田市津雲台7丁目4番31 号先の市道を北東方向に走行中、前方から直 進してきた相手方法人所有の小型乗用車とす れ違おうとしたところ、同車に接触し、同車 が損傷したものです。

吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市旅費条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市旅費条例の一部を改正する条例（案）

吹田市旅費条例（昭和 26 年吹田市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第 1 項中「種類」を「種目」に、「車賃、通行料、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第 2 項から第 11 項までを削る。

第 5 条から第 8 条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第 5 条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金（片道の移動総距離が 100 キロメートル以上の場合に限る。）

(3) 座席指定料金

2 次に掲げる者が特別車両料金を徴する客車に乗車する場合には、前項各号に掲げる費用のほか、特別車両料金を支給する。

(1) 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員

(2) 前号に掲げる者又は他の条例の規定により特別車両料金の支給を受ける者に随行する者

（船賃）

第 6 条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用

の額の合計額とする。

- (1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶を利用する場合には、最も下位の等級の直近上位の等級による運賃）
- (2) 座席指定料金
（航空賃）

第7条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

- (1) 運賃（運賃の等級が区分された航空機を利用する場合には、最も下位の等級による運賃）
- (2) 座席指定料金
- (3) 空港利用料その他の航空機の利用に伴い必要となる費用
（その他の交通費）

第8条 その他の交通費は、バスその他の自動車を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

- (1) 運賃その他の自動車の利用に直接要する費用
- (2) 有料道路利用料その他の自動車の利用に伴い必要となる費用

第19条を第20条とする。

第18条第1項を次のように改める。

前各条の規定による旅費を支給すると不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「車賃、通行料、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、「（昭和25年法律第114号）」を削り、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条を第16条とする。

第13条及び第14条を削る。

第12条の前の見出しを削り、同条を第15条とし、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第11条の見出しを「（家族移転費）」に改め、同条第1項を次のように改める。

家族移転費は、赴任に伴う家族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、赴任を命ぜられた日において職員と生計を一にし、同居するものをいう。）の移転に要する費用とし、その額は、家族1人ごとに、当該職員に係る鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額とする。

第11条第2項中「移転する場合には」を「移転するときは」に、「扶養親族」を「家族」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(着後滞在費)

第13条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第10条を削る。

第9条の見出しを「(転居費)」に改め、同条中「移転料」を「転居費」に、「のとおり」を「に定める額を上限」に改め、同条第1号中「扶養親族が移転した場合には」を「家族が転居した場合にあつては」に改め、「を支給する。」を削り、同条第2号中「扶養親族が移転しない場合には」を「家族が転居しない場合にあつては」に、「に相当する額を支給する。」を「の額」に改め、同条第3号中「扶養親族がその後に移転した場合には、扶養親族が移転した際に」を「家族がその後に移転した場合にあつては」に改め、「を支給する。」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

転居費は、赴任(勤務地が東京都の特別区の区域内に所在する職への転任又は当該職からの転任を命ぜられた一般職の職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。以下同じ。)に伴う転居に要する費用(第14条第1項に規定する家族の赴任に伴う転居に要する費用を含む。)とし、その額は、家財の運送に要する費用の額とする。

第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(宿泊費)

第9条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、当該費用の額とする。

2 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例(第5条第2項第1号に掲げる者にあつては指定職俸給表の適用を受ける国家公務員の例、その他の職員にあつてはその他の一般職の国家公務員の例。第11条及び第16条において同じ。)による額を上限とする。ただし、宿泊に関し規則で定める特別の事情があるときは、この限りでない。

(包括宿泊費)

第10条 包括宿泊費は、移動及び旅行中の宿泊に対する一体の対価として支払う費用とし、その額は、当該対価の額とする。

2 包括宿泊費の額は、第5条から前条までの規定による旅費の合計額に相当する額を上限とする。

3 包括宿泊費の対象となる移動及び宿泊の費用については、第5条から前条までの規定による旅費は、支給しない。

(宿泊手当)

第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(吹田市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 吹田市報酬及び費用弁償条例（昭和 23 年吹田市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表第 1 項」を「第 5 条第 2 項第 1 号」に改め、同項ただし書中「同表第 2 項に掲げる者」を「同条例の適用を受けるその他の職員」に改める。

(吹田市実費弁償条例の一部改正)

- 3 吹田市実費弁償条例（昭和 36 年吹田市条例第 382 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「参加又は出頭した者」を「出頭し、又は参加した証人等」に、「別表第 2 項に掲げる者の例による旅費額」を「の規定による一般職の職員に対する旅費の額に相当する額」に改める。

(吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 4 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 20 年吹田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「別表第 1 項」を「第 5 条第 2 項第 1 号」に改める。

(提案理由)

日当の廃止、宿泊料の算定方法の変更等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 89 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市建築基準法施行条例（平成 12 年吹田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項の表第 34 号の 2 中「第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項」を「第 137 条の 12 第 11 項又は第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 9 0 号

吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

吹田市道路占用料徴収条例（昭和 2 8 年吹田市条例第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（占用料の還付）

第 5 条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「3,300円」を「3,200円」に、「5,000円」を「4,900円」に、「6,800円」を「6,600円」に、「4,700円」を「4,600円」に、「6,400円」を「6,300円」に、「260円」を「290円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「5,200円」を「5,700円」に、「2,300円」を「2,400円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「350円」を「340円」に、「700円」を「690円」に、「3,500円」を「3,400円」に改め、同項の次に次のように加える。

法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類（地下に設けるものに限る。）	長さ 1 メートルにつき 1 年に 17 円
--------------------------	---	------------------------

自動運行補助施設で、自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類（地下に設けるものを除く。）	長さ1メートルにつき1年に57円
自動運行補助施設で、道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年に4,600円
自動運行補助施設で、その他のもの（上空に設けるものに限る。）	占有面積1平方メートルにつき1年に2,900円
自動運行補助施設で、その他のもの（上空に設けるものを除く。）	占有面積1平方メートルにつき1年に1,700円
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年に5,700円

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に、「5,200円」を「5,700円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.008」を「0.007」に、「0.010」を「0.009」に、「6,200円」を「5,800円」に、「3,700円」を「3,500円」に、「5,200円」を「5,700円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「4,200円」を「4,600円」に、「6,200円」を「5,800円」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年に5,700円
----------------	-------------------------

別表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「520円」を「570円」に改め、同表令第7条第9号に掲げる施設の項中

階数が1の建築物	占有面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価に0.010を乗じて得た額	を
階数が2以上の建築物	占有面積1平方メートルにつき1年に近傍類似の土地の時価に0.012を乗じて得た額	

建築物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年に近傍類似の土地の時価に 0.01 を乗じて得た額	に、「0.009」を
-----	---	------------

「0.007」に改め、同表令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具の項中「0.033」を「0.031」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市道路占用料徴収条例別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(吹田市下水道条例の一部改正)

- 3 吹田市下水道条例（昭和 4 1 年吹田市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条第 2 項中「第 2 条から第 4 条まで」を削る。

(提案理由)

道路占用料の改定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 9 1 号

吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

吹田市都市公園条例（昭和 3 9 年吹田市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 種電柱の項中「3,300円」を「3,200円」に改め、同表第 2 種電柱の項中「5,000円」を「4,900円」に改め、同表第 3 種電柱の項中「6,800円」を「6,600円」に改め、同表第 2 種電話柱の項中「4,700円」を「4,600円」に改め、同表第 3 種電話柱の項中「6,400円」を「6,300円」に改め、同表その他の柱類の項中「260円」を「290円」に改め、同表変圧塔その他これに類するものの項中「5,200円」を「5,700円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「2,300円」を「2,400円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「350円」を「340円」に、「700円」を「690円」に、「3,500円」を「3,400円」に改め、同表鉄道、軌道その他これらに類する施設の項、マンホールその他これに類するものの項及び公衆電話所の項中「5,200円」を「5,700円」に改め、同表法第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる仮設工作物及び都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。）第 1 2 条第 2 項第 9 号に掲げる施設の項中「520円」を「570円」に改め、同表法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる仮設工作物の項の次に次のように加える。

令第 1 2 条第 2 項第 1 号の 3 に掲げる発電施設	1 平方メートルにつき 1 年に 5,700円
--------------------------------	----------------------------

別表第 3 法第 7 条第 2 項に規定する社会福祉施設の項中「520円」を「570円」に改め、同表認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場の項中「5,200円」を

「5,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第 3 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公園の占用の許可に係る使用料の改定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第92号

吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結について

本市は、吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）の請負契約を次のとおり締結します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）
- 2 工事概要
 - （1）吹田市立千里第三小学校増築棟
構造・階数 鉄骨造、地上2階
延床面積 35㎡
工事内容 昇降機棟及び渡り廊下棟増築工事
 - （2）旧千里山西デイサービスセンター棟
構造・階数 鉄筋コンクリート造、地上2階
延床面積 1,046㎡
工事内容 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内外装改修工事、塗装改修工事及び外構改修工事
 - （3）吹田市立千里第三小学校既存校舎棟
構造・階数 鉄筋コンクリート造、地上3階
延床面積 8,272㎡（うち改修対象床面積2,733㎡）
工事内容 建具改修工事及び内装改修工事

(1)

- 3 工事場所 吹田市千里山西2丁目13番1号ほか
- 4 工 期 着工 令和7年11月市議会議決後
完成 令和9年3月15日
- 5 請負金額 358,248,000円
- 6 請 負 者 吹田市原町1丁目4番13号
株式会社エーユー
代表取締役 小 川 翔 輝

議案第 93 号

吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約（令和 6 年 6 月 28 日議決第 52 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	274,027,600円	275,787,600円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第 9 4 号

旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

本市は、旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約（令和 6 年 1 0 月 2 日議決第 9 2 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	2 0 1 , 9 5 4 , 5 0 0 円	2 0 6 , 9 0 8 , 9 0 0 円

変更理由

本工事の設計図書に記載がなく、また過去の竣工図等にも構造物を作った記録がない場所に杭が存置されていることが確認されたことから、杭の撤去に必要な工事費を増額するもの。

議案第95号

上の川上面整備工事請負契約の一部変更について

本市は、上の川上面整備工事請負契約（令和6年10月2日議決第93号）の一部を次のとおり変更します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	303,685,800円	313,420,800円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

議案第 9 6 号

佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2）請負
契約の一部変更について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2）請負契約
（令和 7 年 3 月 2 4 日議決第 1 4 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
4 工 期	着工 令和 7 年 2 月 市議会議決後 完成 令和 8 年 1 月 3 0 日	着工 令和 7 年 2 月 市議会議決後 完成 令和 8 年 3 月 1 6 日

変更理由

本工事は、佐井寺西土地区画整理事業の実施に伴い、千里山高塚地内に雨水調整池等を築造するものであるが、工事に着手したところ、作業箇所の地表部分が軟弱であったため、建設機械搬入のための整地等に期間を要したもの。また、掘削作業に着手したところ、予想以上に地下水位が高く、排水作業や搬出土砂の自然乾燥等が必要となり、当初予定していた作業進捗の確保が困難となったもの。

以上のことから、契約期間内の工事完成が困難となったため、工期を変更するもの。

議案第 97 号

重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約 の一部変更について

本市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約（令和4年6月29日議決第61号、令和6年3月22日議決第24号）の一部を次のとおり変更します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	906,114,000円	934,439,000円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

調停条項案の受諾について

本市は、本市所有の建物の明渡義務の存否に係る調停申立事件について調停を成立させるため、次のとおり調停条項案を受諾します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

1 調停の申立人

吹田市出口町 19 番 1 号

社会福祉法人さつき福社会 理事長 鴨井 健二

2 調停条項案

- (1) 申立人及び本市は、吹田市出口町 784 番 1 の土地（以下「本件土地」という。）の上に存する建物（以下「本件建物」という。）に関する申立人及び本市間の令和 5 年 4 月 1 日付け「市有財産使用貸借契約書」に基づく使用貸借契約が、令和 7 年 3 月 31 日の経過をもって終了したことを相互に確認する。
- (2) 本市は、申立人に対し、本件建物の明渡しを令和 8 年 12 月 31 日まで猶予する。
- (3) 申立人は、本市に対し、令和 8 年 12 月 31 日限り、本件建物を現状有姿のまま明け渡す。
- (4) 申立人は、前号により本件建物を明け渡したときに本件建物内に残置した申立人所有の動産類については、その所有権を放棄し、本市においてこれを処分することにつき異議を述べない。ただし、処分に要する費用は申立人が負担する。
- (5) 申立人が第 3 号による本件建物の明渡しを遅滞したときは、申立人は、本市に対し、違約金として次の金員を支払う。
 - ア 直ちに 1,050 万円
 - イ 令和 9 年 1 月 1 日から本件建物の明渡済みまで、1 か月 50 万円

- (6) 申立人及び本市は、申立人が第3号の期日限り本件建物を明け渡したときは、明渡日をもって、本件土地のうち本件建物の底地（以下「本件底地部分」という。）に関する申立人及び本市間の平成31年4月1日付け「公有財産減額貸付契約書」に基づく借地契約を合意解約する。
- (7) 申立人及び本市は、前号により合意解約をしたときは、本件底地部分に関する既払分の貸付料については、合意解約日までの日割り計算にて精算するものとする。
- (8) 申立人及び本市は、第6号による本件底地部分に関する借地契約合意解約後も、本件土地のうち本件底地部分以外の土地上の申立人所有の建物を利用するために必要な水道管、電線、ごみ置場、駐輪場、通路等を引き続き使用することについて、別途協議する。
- (9) 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疫病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力により、本調停条項の全部又は一部について、履行遅滞又は履行不能に陥ったときは、申立人及び本市は、第3号の本件建物の明渡し及び第5号の違約金の支払について別途協議する。
- (10) 調停費用は各自の負担とする。

（提案理由）

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき本案を提出するものです。

議案第 9 9 号

訴えの提起について

本市は、次のとおり訴えを提起します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

1 訴えの相手方

吹田市・・・・・・・・・・
・・・・・・・・さん

2 上告受理申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

3 訴訟の処理方針

訴訟遂行上必要に応じて行う前項記載事項の変更の処理については、市長に一任する。

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、本案を提出するものです。

議案第 1 0 0 号

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

本市は、公用車の交通事故について、次のとおり損害賠償額を決定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 本件事故による損害賠償額を金 8 1 3 , 5 0 0 円と定めます。
- 2 損害賠償の相手方
本件事故により損害を受けた個人

(提案理由)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき本案を提出するものです。

議案第 101 号

吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市津雲台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市津雲台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市津雲台 4 丁目 1 番 1 号
吹田市津雲台市民ホール運営委員会
委員長 加 藤 英 明
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 102 号

吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市高野台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市高野台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市高野台 1 丁目 6 番 1 号
吹田市高野台市民ホール運営委員会
委員長 木 村 孝 司
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第103号

吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市佐竹台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市佐竹台2丁目5番1号
吹田市佐竹台市民ホール運営委員会
委員長 吉 田 純 威
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第104号

吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市桃山台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市桃山台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市桃山台2丁目5番5号
吹田市桃山台市民ホール運営委員会
委員長 小 山 猛
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第105号

吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市青山台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市青山台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市青山台2丁目1番20号
吹田市青山台市民ホール運営委員会
委員長 赤 井 都 子 栄
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第106号

吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市古江台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市古江台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市古江台2丁目10番21号
吹田市古江台市民ホール運営委員会
委員長 宗 玄 清 仁
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第107号

吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について

本市は、吹田市竹見台市民ホールの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市竹見台市民ホール
- 2 指定管理者 吹田市竹見台3丁目5番3号
吹田市竹見台市民ホール運営委員会
委員長 酒 井 達 男
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第108号

吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立内本町コミュニティセンター
- 2 指定管理者 吹田市内本町2丁目2番12号
吹田市JR以南コミュニティ協議会
会長 田 原 元 宏
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和7年11月26日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立亥の子谷コミュニティセンター
- 2 指定管理者 吹田市山田西1丁目26番20号
吹田市亥の子谷コミュニティ協議会
会長 大 川 幸 子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 110 号

吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立千一コミュニティセンター
- 2 指定管理者 吹田市原町 2 丁目 12 番 2 号
吹田市千里コミュニティ協議会
会長 荒 木 勇 夫
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 1 1 1 号

吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立千里山コミュニティセンター
- 2 指定管理者 吹田市千里山霧が丘 2 2 番 1 号
千里山コミュニティ協議会
理事長 小 紫 悦 子
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 2 号

吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について

本市は、吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田歴史文化まちづくりセンター
- 2 指定管理者 吹田市南高浜町 6 番 2 1 号
特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会
理事長 平 山 浩 美
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 3 号

吹田市立武道館の指定管理者の指定について

本市は、吹田市立武道館の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立武道館
- 2 指定管理者 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 6 0 号
南海ビルサービス株式会社
代表取締役 山 本 昇
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 4 号

吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について

本市は、吹田市立総合運動場の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立総合運動場
- 2 指定管理者 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 6 0 号
南海ビルサービス株式会社
代表取締役 山 本 昇
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 115 号

吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市花とみどりの情報センター
- 2 指定管理者 東京都港区南麻布 3 丁目 20 番 1 号
株式会社日比谷アメニス
代表取締役 伊 藤 幸 男
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 1 1 6 号

地方独立行政法人市立吹田市民病院第 4 期中期目標の策定について

別紙のとおり地方独立行政法人市立吹田市民病院の中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第 2 5 条第 3 項の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

吹田市長 後 藤 圭 二

地方独立行政法人市立吹田市民病院 第4期中期目標(案)

項目一覧

前文

第1 中期目標期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

2 市立病院として担うべき医療

(1)総論

(2)救急医療

(3)小児医療・周産期医療

(4)災害医療

(5)感染症医療

(6)がん医療

(7)リハビリテーション医療

(8)難病に関する医療

3 信頼される医療の提供

(1)医療の安全性と質の向上

(2)法令・行動規範(コンプライアンス)の徹底

(3)患者満足度の向上

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1)地域の医療機関(かかりつけ医等)との機能分担・連携

(2)在宅医療の充実に向けた支援

(3)地域医療への貢献

(4)福祉保健施策への協力・連携

5 健都における総合病院としての役割

(1)国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

(2)他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

(1)

(2)

2 働きやすい職場環境の整備

- (1)働き方改革の推進
- (2)人材の確保・養成

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営基盤の確立
- 2 収益の確保と費用の節減
 - (1)収益の確保
 - (2)費用の節減
- 3 施設・設備の適正管理

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 デジタル化への対応
 - (1)医療情報システムの安全管理
 - (2)医療 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- 2 情報の提供
- 3 環境に配慮した病院運営

前文

地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「法人」という。)は、平成26年(2014年)4月に地方独立行政法人へと移行し、自主・自立的かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。また、平成30年(2018年)12月に本市片山町から北大阪健康医療都市(以下「健都」という。)に移転した法人は、翌年7月に同じく健都に移転した国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。

第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の流行に対して地域の医療機関とも連携、役割分担をすることで、新型コロナ感染症重点医療機関として数多くの患者を受け入れるなど大きな役割を果たした。

新型コロナウイルス感染症の急拡大時には全国的に医療体制がひっ迫したことから、有事(新興感染症発生時・災害時)に備えた医療体制の整備を図るために医療法が改正された趣旨を踏まえて、法人においても平時から医療体制の整備に向けて取り組む必要がある。

また、災害の発生時においては、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。

団塊の世代がすべて75歳以上となった超高齢社会・人口減少社会において、増加・多様化する医療ニーズに応じた持続可能で切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿って、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。

そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けて近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかなければならない。

法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かして、人材の確保・養成や組織マネジメントの強化を含め、更なる経営改善に向けて不断の努力をもって取り組まなければならない。

以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第4期中期目標を定める。

第1 中期目標期間

令和8年(2026年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割

大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、特に高齢化に伴う将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。これにあたっては、豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。

また、病院が担っている役割・機能について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

2 市立病院として担うべき医療

(1)総論

地域医療の中核である市立病院として、政策医療の実施も含めその役割を果たすこと。また、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。

さらに、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。

(2)救急医療

ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図り、受入件数や応需率のさらなる向上に努めること。

イ 初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえてかかりつけ医定着を促進するなど啓発に努めること。

(3)小児医療・周産期医療

ア 小児救急医療について、豊能広域こども急病センターや地域の診療所と連携しながら、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

イ 産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。

(4)災害医療

ア 吹田市地域防災計画に基づき、市の災害医療センターとして大規模な災害や事故の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品等の確保体制を整備すること。

イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市

(4)

(5)

と連携し、市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。

(5) 感染症医療

新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。新興感染症等の発生及びまん延時には、大阪府との医療措置協定に基づき、病床確保等の必要な措置を講じること。また、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。

(6) がん医療

ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療を推進するとともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。

イ 本市が実施する各種がん検診に協力するなど、がん予防医療の取組に積極的に努めること。

(7) リハビリテーション医療

近隣病院との連携を図りながら、急性期から回復期までの患者の状態像に応じたりハビリテーションを行い、早期の在宅復帰を支援すること。

(8) 難病に関する医療

難病指定医療機関として、難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。

3 信頼される医療の提供

(1) 医療の安全性と質の向上

ア 医療の安全管理を確保する体制を整備し、医療事故や院内感染の発生防止に取り組むこと。また、定期的に関連する研修等を行い、安全管理の意識向上を図ること。

イ 医師、看護師及びコメディカルスタッフなど多職種・多診療科間で編成したチーム医療の更なる充実を図ること。

(2) 法令・行動規範(コンプライアンス)の徹底

ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守のうえ、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

イ 全ての職員が個人情報保護することの重要性を認識し、その管理を徹底すること。また、情報セキュリティ対策を確実に実施すること。

(3) 患者満足度の向上

ア 患者が利用しやすい病院を目指すため、職員の接遇向上、院内の快適性向上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。

イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質

(5)

(6)

- な医療を提供することにより市民に信頼され、選ばれる病院を目指すこと。
- ウ 障がい者の特性に応じた合理的配慮への対応に取り組むこと。
- エ 人生会議(ACP:アドバンスケアプランニング)について、患者本人及び家族への普及を推進すること。

4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり

(1)地域の医療機関(かかりつけ医等)との機能分担・連携

- ア 地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。
- イ かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。

(2)在宅医療の充実に向けた支援

- ア 地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。
- イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。
- ウ 地域医療のネットワークを強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(3)地域医療への貢献

地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。

(4)福祉保健施策への協力・連携

本市が実施する高齢者や障がい者(児)などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。

5 健都における総合病院としての役割

(1)国立循環器病研究センターとの機能分担・連携

国立循環器病研究センターと隣接した立地を生かした機能分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、医療の質の向上に努めること。また、急性期をはじめ、回復期リハビリテーションについても連携を推進すること。

健都で進んでいるデータヘルスの取組(本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。)等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。

(2)他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組

- ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク進出企業及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する

(6)

(7)

取組を支援すること。また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで取り組まれる事業への支援を行うこと。

- イ 各種健(検)診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、健都で進める産学官民連携によるまちづくりにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効果的・効率的な業務運営

地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして理事長のリーダーシップのもと組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。組織マネジメントにあたっては、PDCAサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。

2 働きやすい職場環境の整備

(1)働き方改革の推進

医師等の働き方改革による時間外労働の上限規制等の制度を遵守し、職員の健康を守り、多様なワークライフバランスの実現に向けた働きやすい環境の整備を図ること。

(2)人材の確保・養成

ア 医療職の人材確保に努めるとともに、安定した病院運営に資するよう、専門性の高い職員の人材確保に努めること。あわせて、職員の業績や能力を正に評価した人事給与制度の運用を行うなど、働き続けたい環境の整備を図ること。

イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。今後、社会情勢の変化など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、市立病院として地域に必要な医療を提供していく役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。

なお、移転前の旧病院跡地について、当該地域のまちづくりの観点も配慮しながら、

(7)

(8)

できるだけ早期に売却ができるよう検討を進め、財務状況の健全化を図ること。

2 収益の確保と費用の節減

(1)収益の確保

ア 施設基準の取得を行うなど診療報酬制度等に適切に対応するとともに、経営分析に基づき数値目標を設定し、病床稼働率及び診療単価の向上に努めるなど、効率的な医業収益確保に取り組むこと。

イ 未収金の発生予防・早期回収に向けて取組を推進すること。

(2)費用の節減

費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るため人員の適正配置や医薬品の在庫管理の適正化といった取組を推進すること。

3 施設・設備の適正管理

施設・設備の整備、更新については、その必要性を十分検討の上、長期的な視点で計画的に行うこと。特に医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 デジタル化への対応

(1)医療情報システムの安全管理

安全管理の実効性を高めるため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してセキュリティ対策を講じること。

(2)医療DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

国が進める医療DXに関する施策等を、デジタルデバイドにも配慮しつつ推進すること。

2 情報の提供

病院だよりやホームページ等により、診療内容や市民の健康増進に寄与する医療情報等の情報発信を積極的に行うこと。また、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。

3 環境に配慮した病院運営

省エネルギー・省資源の推進などに取り組み、環境負荷を抑え、環境に配慮した病院運営を行うこと。

(8)

(9)

令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 1, 0 7 4, 6 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		12,828,946	1,078	12,830,024
	1 基金繰入金	11,719,669	1,078	11,720,747
歳入合計		181,073,524	1,078	181,074,602

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		18,734,532	1,078	18,735,610
	6 住宅費	781,353	1,078	782,431
歳出合計		181,073,524	1,078	181,074,602

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	8,506,698	1,078	8,507,776
計	11,719,669	1,078	11,720,747

歳 入 合 計	181,073,524	1,078	181,074,602
---------	-------------	-------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	1,078	

--	--	--

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

歳出

(款) 8 土木費

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 住 宅 管 理 費	447,214	1,078	448,292			
計	781,353	1,078	782,431			

歳 出 合 計	181,073,524	1,078	181,074,602			
---------	-------------	-------	-------------	--	--	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	7 報 償 費	1,034	弁護士報酬
	11 役 務 費	44	手数料
1,078			
1,078			
1,078			

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7 , 8 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 1 , 1 1 2 , 4 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		12,830,024	37,885	12,867,909
	1 基金繰入金	11,720,747	37,885	11,758,632
歳入合計		181,074,602	37,885	181,112,487

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,517,497	31,109	17,548,606
	2 徴税費	2,022,661	20,473	2,043,134
	3 戸籍住民登録費	1,534,374	10,636	1,545,010
3 民生費		93,483,960	6,092	93,490,052
	1 社会福祉費	33,879,592	720	33,880,312
	2 児童福祉費	44,328,205	5,372	44,333,577
4 衛生費		15,056,930	684	15,057,614
	1 保健衛生費	8,441,524	684	8,442,208
歳出合計		181,074,602	37,885	181,112,487

第 2 表 繰越明許費補正
追 加

款	項
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費
9 消 防 費	1 消 防 費

事業名	金額
	千円
上の川周辺整備事業	27,235
都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	25,800
消防総務事業	373
消防庁舎等管理事業	19,086

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業	令和7年度～令和13年度
令和7年度税制改正に係る 税務システム及びコンビニ交付システム改修業務	令和8年度
豊一留守家庭児童育成室リース費用 (令和7年度契約分)	令和7年度～令和18年度
都市計画道路千里丘朝日が丘線街路築造 及び電線共同溝整備工事(その1)	令和7年度～令和8年度

変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
学事・援助金システム学齢簿編製 等・就学援助サーバ更新対応業務	令和8年度	千円 5,387

廃 止

事 項	期 間
都市計画道路千里丘朝日が丘線電線共同溝整備工事	令和7年度～令和9年度
都市計画道路千里丘朝日が丘線街路築造工事	令和7年度～令和9年度

限 度 額	備 考
千円 1 2, 9 9 6	
5 1, 6 0 9	
1 1 9, 6 8 0	
1 2 2, 1 2 2	

変 更 後		備 考
期 間	限 度 額	
令和8年度	千円 6, 6 7 3	

限 度 額	備 考
千円 2 8 5, 0 0 0	
2 4 8, 1 2 7	

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	8,507,776	37,885	8,545,661
計	11,720,747	37,885	11,758,632

歳 入 合 計	181,074,602	37,885	181,112,487
---------	-------------	--------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	37,885	

--	--	--

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 税 務 総 務 費	1,377,720	20,473	1,398,193			
計	2,022,661	20,473	2,043,134			

(項) 3 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 戸籍住民登録費	1,534,374	10,636	1,545,010			
計	1,534,374	10,636	1,545,010			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費	3,635,126	720	3,635,846			
計	33,879,592	720	33,880,312			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
20,473	12 委 託 料	20,473	税務システム及びコンビニ交付システム改修業務委託料
20,473			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
10,636	12 委 託 料	10,636	戸籍情報システム等改修業務委託料
10,636			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
720	7 報 償 費	720	弁護士報酬
720			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費
～ (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	2,932,142	5,372	2,937,514			
計	44,328,205	5,372	44,333,577			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	3,404,893	684	3,405,577			
計	8,441,524	684	8,442,208			

歳 出 合 計	181,074,602	37,885	181,112,487			
---------	-------------	--------	-------------	--	--	--

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
5,372	22 償還金、利子及び割引料	5,372	過年度国庫支出金返還金
5,372			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
684	22 償還金、利子及び割引料	684	過年度国庫支出金返還金
684			

37,885			
--------	--	--	--

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費
～ (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 9 5 2, 7 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,524,932	9,500	6,534,432
	1 国民健康保険料	6,524,932	9,500	6,534,432
歳 入 合 計		32,943,275	9,500	32,952,775

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 支 出 金		41,060	9,500	50,560
	1 償還金及び還付加算金	41,060	9,500	50,560
歳 出 合 計		32,943,275	9,500	32,952,775

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	6,524,432	9,500	6,533,932
計	6,524,932	9,500	6,534,432

歳 入 合 計	32,943,275	9,500	32,952,775
---------	------------	-------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 医療給付費分滞納繰越分	6,337	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,014	
6 介護納付金分滞納繰越分	1,149	

--	--	--

(款) 1 国民健康保険料 (項) 1 国民健康保険料

(5)

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一般被保険者 保険料還付金	40,000	9,500	49,500			9,500
計	41,060	9,500	50,560			9,500

歳 出 合 計	32,943,275	9,500	32,952,775			9,500
---------	------------	-------	------------	--	--	-------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び 割引料	9,500	一般被保険者保険料還付金

--	--	--	--

(款) 5 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

(7)

議案第 120 号

令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度吹田市の公共用地先行取得特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 11 月 26 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

（ 1 ）

第 1 表 繰越明許費

款	項
1 用 地 取 得 費	1 用 地 取 得 費

事業名	金額
千里丘朝日が丘線用地取得事業	千円 73,700

